

## ヒアリングにおける指摘事項に対する回答資料 (No.32)

## 指摘事項 No.32 に対する回答

No.32 (220630-16)	耐津波設計方針	外郭防護において1次系放水ピットをバウンダリとして設定し、1次系放水ピットに貫通部止水処置を行う場合、当該貫通部止水処置が浸水防護設備に該当しないか整理し、説明すること。
----------------------	---------	---

A：1次系放水ピット周辺の外郭防護における津波バウンダリを維持する範囲と貫通部止水処置の扱いについて整理した結果について、以下の通りご回答致します。

## (1) 3号放水系統からの津波の流入経路と津波バウンダリについて

- 3号炉放水系統から津波が流入する可能性がある経路としては、海域から放水路トンネル、放水ピット、原子炉補機冷却海水放水路を經由して電気建屋内の1次系放水ピットに流入する経路が考えられる。
- 1次系放水ピットへの津波流入に対し、外郭防護の観点として、敷地及び電気建屋と隣接する重要な安全機能を有する設備を内包する建屋（原子炉建屋/原子炉補助建屋）との境界を津波バウンダリとして設定し、図1～3の通り整理した。

## (2) 経路からの津波の流入防止について

- 敷地への流入防止の観点において、1次系放水ピットが健全である条件の方が津波の貯留体積が少なくなり、敷地面（T.P.+10.0m）まで水位上昇しやすくなるため、保守的な評価となる。従って、原子炉補機冷却海水放水路から遡上した津波を1次系放水ピット内に留める条件で浸水量評価を行い、評価の結果、1次系放水ピットから敷地（T.P.+10.0m）へ流入する可能性がある場合には、必要に応じて津波防護対策を講じ、敷地への津波の流入を防止する。
- 原子炉建屋及び原子炉補助建屋への流入防止の観点において、1次系放水ピットの貯留に期待しない条件で浸水量評価を行い、原子炉建屋及び原子炉補助建屋の壁面に設置された水密扉や配管貫通部まで浸水する可能性がある場合には、水密扉及び貫通部止水処置を外郭防護の浸水防止設備とし、原子炉建屋及び原子炉補助建屋への津波の流入を防止する。

## (3) 1次系放水ピットに施された貫通部止水処置の津波防護上の扱いについて

- 上記の整理結果より、1次系放水ピット含む電気建屋は津波バウンダリとして設定していないことから、1次系放水ピットに敷設されている原子炉補機冷却海水配管等の貫通部止水処置は、浸水防止設備に該当しない。

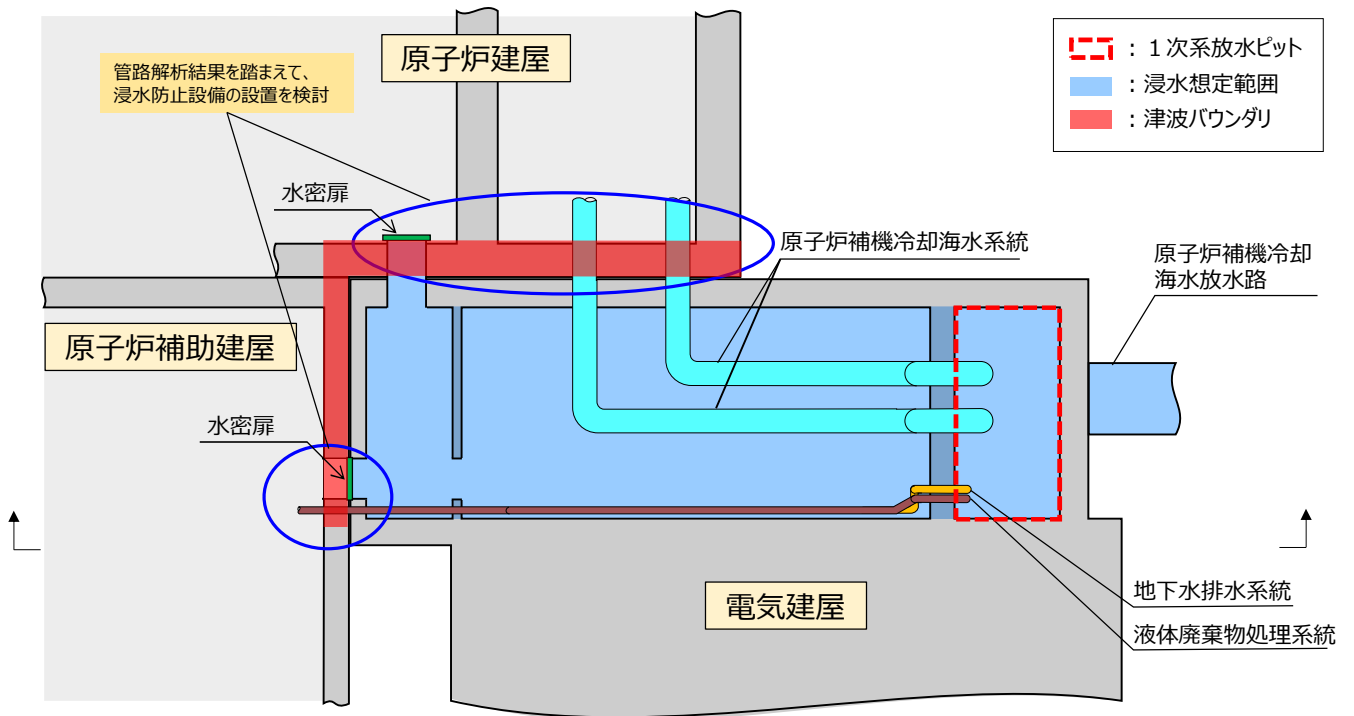


図1 3号炉電気建屋内の津波バウンダリと浸水対策（平面図）

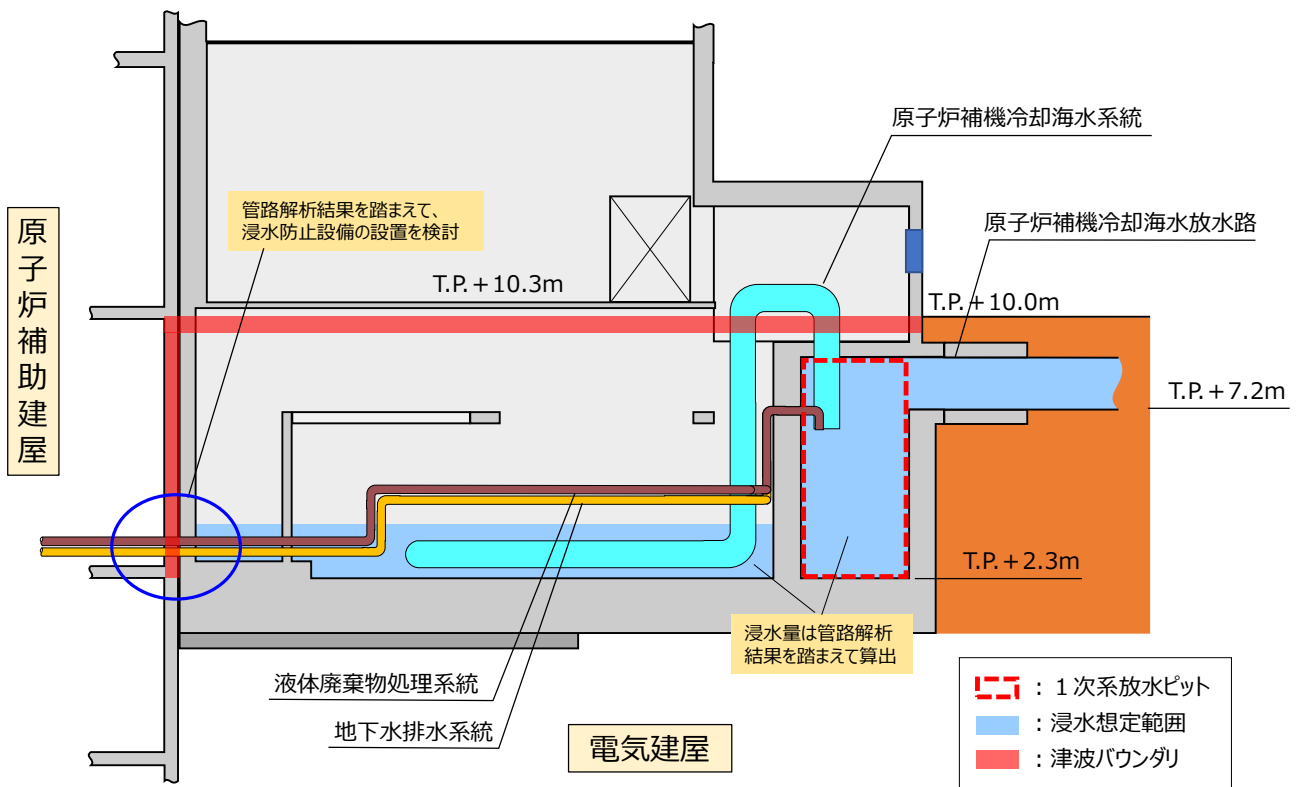


図2 3号炉電気建屋内の津波バウンダリと浸水対策（断面図）

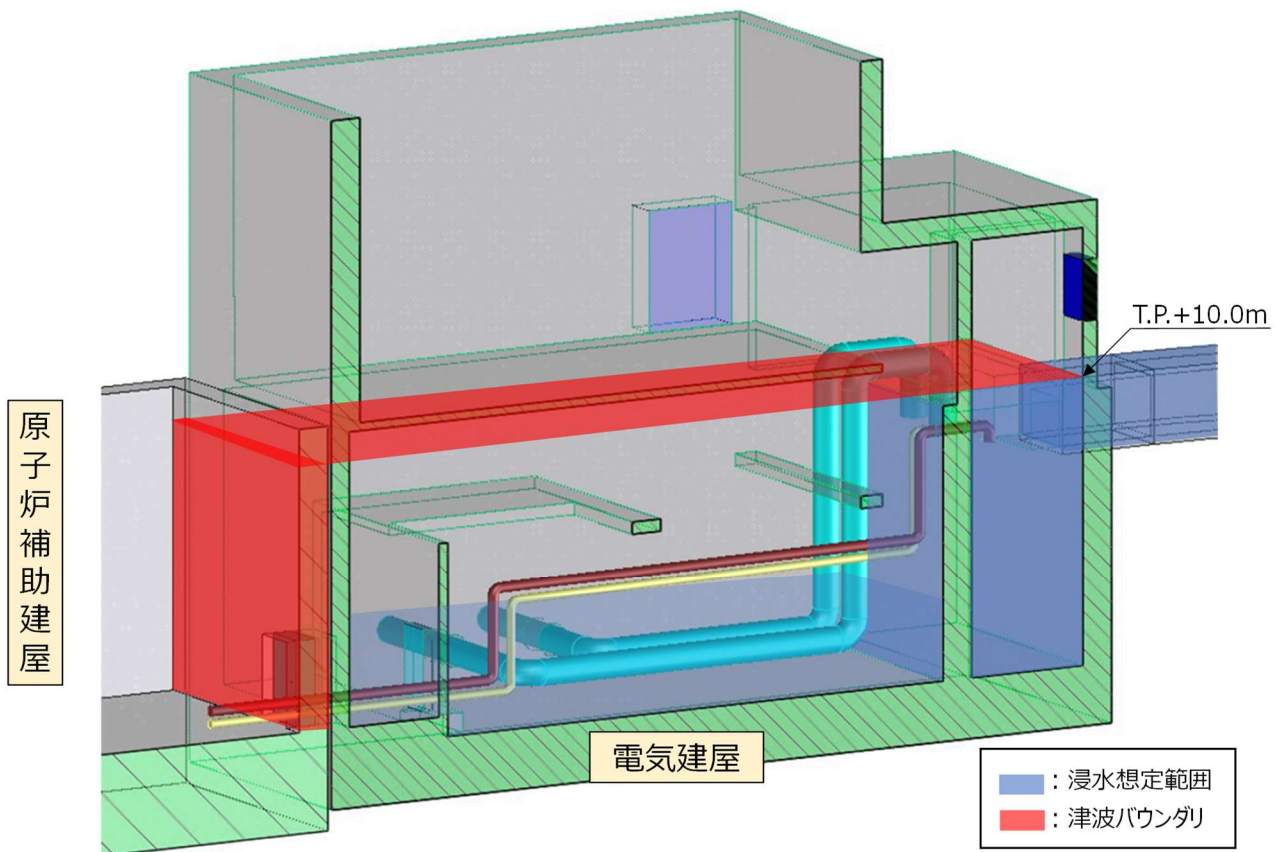


図3 3号炉電気建屋内の津波バウンダリと浸水対策（鳥観図）